

鎌倉市議会基本条例・改正案の概要

1 条例改正に至る背景

鎌倉市議会基本条例とは、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員が政策形成能力を高め、市民に開かれた議会を目指して制定した条例であり、平成27年（2015年）1月に施行されました。

条例施行後における議会の取組を評価・検証することを目的として、令和元年（2019年）11月から令和2年（2020年）5月にかけて、「議会基本条例評価・検証協議会」を開催し、条例を運用していく中での達成度（評価）や、条例改正の検討が必要かどうか（検証）という点について協議を行いました。（同協議会における評価・検証の結果は、市議会ホームページで公表しています。）

その後、同協議会において「条例改正に向けた検討を要する」とされた項目を中心に、具体的な検討及び審査を行う機関として、令和2年（2020年）6月に「議会基本条例の改正に関する特別委員会」を設置し、条例改正に向けた検討を重ねてきました。

このたび、同特別委員会において、条例改正案がまとまったことから、意見募集を行うものです。

2 条例改正の内容

（1）原則公開とする会議について（第6条第2項）

令和2年（2020年）3月に鎌倉市議会会議規則を改正し、地方自治法に根拠を置く協議又は調整を行うための場として、議会全員協議会を規定したことから、「協議又は調整を行うための場」を原則公開とする会議として条文に追加します。

（2）請願・陳情提出者の趣旨説明について（第6条第6項）

これまで、請願又は陳情の提出者から趣旨説明を行いたい旨の申出があったときは、付託された委員会の休憩中に趣旨説明を実施していましたが、議会基本条例に趣旨説明に係る規定を設けることにより、委員会の開催時間内に実施することとします。

(3) 議員研修会の開催について（第13条第2項）

議員研修会の充実について規定した第13条第2項について、実態に即した記述に改めるとともに、研修会を市民等に公開することを明記します。

(4) 災害対策及び災害復旧活動について（第20条）

大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時における、議会が行う災害対策及び災害復旧活動について規定するとともに、これらを達成するために定める「鎌倉市議会業務継続計画」について規定します。

なお、本項目については「第8章 災害対策及び災害復旧活動」として新たに章立てを行い、規定します。

3 逐条解説の一部改正

本条例に係る逐条解説について、「議会基本条例の改正に関する特別委員会」の協議により、第3条、第6条、第7条、第13条、第21条及び付則に係る解説を改正するほか、新設する第20条に係る解説を新たに掲載することとします。